

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第26号

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県妙法育成牧場条例施行規則（平成5年新潟県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（預託の承認をしない場合）</p> <p>第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生後おおむね<u>6月以上</u>の雌でない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>（預託の期間）</p> <p>第7条 預託の期間は、<u>18月以内</u>とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（預託の承認をしない場合）</p> <p>第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生後おおむね<u>12月</u>の雌でない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>（預託の期間）</p> <p>第7条 預託の期間は、<u>12月以内</u>とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

第2条 新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

預託承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

新潟県妙法育成牧場条例第3条第1項の規定により預託の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

個体識別番号	生年月日	預託の開始を希望する年月日	家畜共済加入状況		預託料支払方法
			個体番号	加入金額	
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。